

特別児童扶養手当のお知らせ

○特別児童扶養手当とは

身体又は精神に中度・重度の障がいのある20歳未満の児童を、監護又は養育している父母、又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

ただし、以下の場合、受給できません。

- ・児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に「入所」している場合（通所は含みません）
- ・児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受けることができる場合
- ・受給資格者本人（児童の父母等）及び生計を同じくする扶養義務者等の所得が一定額以上ある場合

○支給額

1級該当児童1人につき 月額50,750円

2級 “ “ 月額33,800円

◇受給にあたっては手続きが必要です。詳しくは健康福祉課福祉係（☎42-1620）までお問い合わせください◇

障がいを持っている方々の日中活動を応援します



▲障がい者多機能型事業所「ワークスペース・いいたて」

「ワークスペース・いいたて」サービス内容

- 生活介護…要支援者の食事や排泄などの日常生活を支援し、身体機能・生活能力を維持、向上を旨とします。（定員6名）
- 就労B型…生産活動などの作業を通して、就労に必要な知識、能力の向上を目指します。（定員14名）
- ※サービス提供時間は毎週月～金曜日の9:00～15:30です。

○お問い合わせ…ワークスペース・いいたて（☎43-2830）

飯樋字大久保地内に障がい者多機能型事業所「ワークスペース・いいたて」が完成し、開所式が行われました。
この施設は、村が取得した土地と建物を社会福祉法人福島福祉事業協会（山田荘一郎理事長）に賃借し、同協会が建物を全面改修することで、村内初めての本格的な作業所として開所しました。

開所式では、村長が「障がい者の方々がたった一度の人生を生きるための拠点となつてほしい」とあいさつし、施設の開所を祝いました。
「ワークスペース・いいたて」は県の認可を受けて7月15日から運営されています。

7/1 「ワークスペース・いいたて」開所式

後期高齢者医療からのお知らせです

■保険証が更新されます。

新しい保険証（ピンク色）で有効期限が平成22年8月1日から平成23年7月31日までのものを、7月下旬に郵送しました。

まだ届いていない場合はご連絡ください。古い保険証（オレンジ色）は、ご自分で処分されるときは、細かく切って破棄するか健康福祉課に返却してください。

この封筒で郵送しています。



ピンク色の保険証が届きます。



中には保険証が入っていますのでご確認ください。

■被保険者になる方は？

- ・75歳以上の方
 - ・65歳から74歳で一定の障害がある方で後期高齢者医療保険と選ばれた方
- ※これから75歳になられる方につきましては、誕生日の1ヵ月前に保険証交付等の案内を差し上げます。

■保険料の納付方法には「特別徴収」と「普通徴収」があります。

- ・特別徴収（年金差し引き）の対象となる方には「特別徴収決定通知書」を送付します。
- ・普通徴収の対象となった方には、「納入通知書」が届きます。年金からの差し引き分とは別に金融機関等で納めていただく分がありますので、納め忘れがないようにお願いします。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成23年 7月31日	
被保険者番号	02725596
被 任 所	相馬郡飯館村 伊丹沢字伊丹沢580番地1
保 険 氏 名	こうき たろう 男
生 年 月 日	昭和 7年 9月10日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成22年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39075643 福島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度に関する問合せ
後期高齢保険料に関する問合せ

健康福祉課 健康係 ☎42-1619
住民課 税務係 ☎42-1615